

現行財政改革推進計画の進捗

～第2次・行財政改革推進計画委員会の審議状況等～

○ 平成18年度

【主な取組み】

<市民サービスの改革>

- わかりやすい公文書の推進など

<アウトソーシングの推進>

- 指定管理者制度の導入

<組織の見直し>

- 市長室の廃止、都市整備局と建設局の統合など

<その他の経費節減>

- 補助金の見直し、経常的な事務経費の削減(10%シーリング)など

【具体的成果】

- 職員数の削減(4月1日比較) 6,231人(H18) → 6,156人(H19)(75人削減)
- 経費効果額 約76億円

【審議状況等】

- (1) 行財政改革推進計画の進捗状況(平成17年・18年度)について
- (2) 特定のテーマに関する助言等
 - ・ 補助金の見直しについて
 - ・ 熊本市人材育成基本方針の策定について

○ 平成19年度

【主な取組み】

<市民協働の推進>

- 自治基本条例の策定

<市民サービスの改革>

- バス網の再編

<アウトソーシングの推進>

- 指定管理者制度におけるモニタリングの実施、共同調理場の民間委託、保育園の民営化など

<組織の見直し>

- 上下水道部門の統合、「子ども未来局」の新設など

<公営企業の経営健全化>

- 病院事業の地方公営企業法全部適用への移行準備

<その他の経費節減>

- 補助金の見直し、経常的な事務経費の削減(3%シーリング)など

【具体的成果(H19 見込)】

- 職員数の削減(4月1日比較) 6,156人(H19) → 6,124人(H20)
- 経費効果額 約75億円(計画値)

【審議状況等】

(1) 行財政改革推進計画の進捗状況(平成18年度・19年度)について

(2) 特定のテーマに関する助言等

- ・ 新たな行財政改革計画の策定方針について

(以下、本日のテーマ)

- ・ 熊本市外郭団体補助金の見直しについて
- ・ 熊本市職員の意識改革に向けて

【具体的成果】

指標名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	目標値
職員数(4月1日比較)	6,364人	6,322人	6,249人	6,231人	6,156人	5,956人(H22)
経費効果額(一般会計ベース)(うち「まちづくり戦略」の新規・拡充事業投入額)		20億円 13億円	35億円 17億円	76億円 33億円	75億円 (計画値)	275億円 (H16~20)
公債費比率 (参考:実質公債費比率)	20.0%	19.6%	19.0% (15.9%)	19.8% (16.1%)	決算後公表	17%台前半 (H20)
起債制限比率	15.6%	14.7%	14.0%	14.2%	同上	12%台前半 (H20)
経常収支比率	85.4%	87.8%	87.6%	89.5%	同上	現状を維持 (H20)
財政調整基金残高	86.2億円	95.8億円	104.7億円	107.1億円	同上	100億円(H20)
市債残高(普通会計ベースで臨時財政対策債除く)	2,849億円	2,722億円	2,588億円	2,469億円	同上	2,400億円台 (H20)

○平成21年度以降 ～ 新行財政改革計画の策定への取組み

〔基本的な考え方〕

① 計画の目的

- ・ 「新しい熊本づくり」に向けた着実な施策展開を支える、より安いコストでより質の高いサービスを提供する市政実現のための経営改革計画とする。

② 目標

- ・ 簡素で効率的な行政体制の整備と財政の健全化
- ・ 市民志向の質の高い市民サービスの提供

〔改革の視点〕

市民志向の改革、成果重視の改革、民間活力の活用、現場からの改革

〔策定スケジュール〕

- ・ 計画骨子とりまとめ(6月)
- ・ 行財政改革プログラムの確定及び議会への説明(9月)
- ・ 計画案の確定(10月)
- ・ 計画案のパブリックコメント実施及び地域説明会等(10月)
- ・ 行財政改革計画の決定(1月)
- ・ 行財政改革計画の発表(3月)

〔検討項目〕

(1) 市民の参画と協働の推進

- ・ 市民との協働のまちづくり・自主自立の地域づくりに向けた仕組みづくり、体制、事業の協働化などを推進する。具体的には、総合計画に必要な事業を掲げるとともに、その他の事業についても、「役割分担」「協働化の取り組み」などについて表記することになるが、新計画では、その改善項目について取り組むこととする。

① 地域づくりの活性化

② 協働化テストの導入 など

(2) 公共サービスの見直し

- ・ P D C Aサイクルに基づき、不断に事業や制度の正当性を検証するとともに、事業の再編・統合をはじめ、公共の利益の増進に資するサービスとしての必要性が薄れ行政

が行う必要のないと思われるものについては廃止、民営化、民間譲渡に取り組む。また、サービスの水準や利用者負担のあり方などについても必要な措置を講じる。

- ・ 公共サービス改革法や民間事業者からの提案制度の検討など、民間の能力やノウハウを積極的に活用しサービスの質を高める。

① 事業分析による事務改善と人員体制の見直し

② 公共サービスの見直し

- ・ 公共施設・組織のあり方、公共サービス改革基本方針に基づく民間委託
- ・ バス交通のあり方 など

③ 民間提案制度の確立と実施

④ ネーミングライツの導入(集客施設、電停、バス停等) など

(3) 職員・組織の意識改革

- ・ 職員の使命感や意欲の高揚、各組織の責任と自由度を高めるため、各局などへ人事異動、予算編成などに係る権限移譲の検討、決裁事務の見直し、人事評価制度(業績評価を含む)の充実などを図る。
- ・ 費用対効果や成果を重視する経営的感覚をもった職員を育成するため、研修制度の充実、新たな行政評価の制度設計などに取り組む。

① フルコスト評価の導入

② 事業分析による事務改善と人員体制の見直し(再掲) など

(4) 組織機構・体制整備とスリム化

- ・ 総合計画の展開、予算編成、財政運営、人事管理、組織管理、監査制度、行政評価、情報公開、市民参加など、市政が適正に運営され統治されているかについて各項目を検証し、それぞれの充実と一層の連携・整合性を図る。
- ・ 新たな行政評価に基づく各事業の計画策定をはじめ、財務管理、事業管理、人事管理、組織管理などへの活用について、総合的な行政経営の観点から検討する。
- ・ 総合計画における施策体系(「政策」「施策」「事業」)の見直しと並行し、施策体系に対応する組織体制について検討し順次改編を行う。また、各組織の使命(目的)を明確化するとともに、事務分掌についても全庁的な整理を行う。
- ・ 各事業の改善項目の取り組みによって生み出される人員、重点的・戦略的に投入する人員、国の「地方行革新指針」への対応、他都市の状況等を総合的に勘案し、中期定員管理計画を見直す。
- ・ 職員給与等について、引き続き適正化に努める。

- ① ガバナンス評価に基づく改革
- ② 政令市を見据えた出先機関の配置・機能の見直し
- ③ 組織機構の見直し
- ④ 仕事の役割と責任の明確化
 - ・ 施策体系と組織体系の一致 事務分掌、決裁規定等の見直し など
- ⑤ 要綱等の見直し など

(5) 民間委託等の推進

- ・ 公の施設の管理運営について、指定管理者への移行を積極的に図る。
- ・ 民間が十分に担える事業で、民間が実施する方が効率的でサービス向上が図られるものについては、民間委託等を推進する。
- ・ 業務・施設の包括、各部署で共通の業務を集約することによって、効率化を図るとともに、民間委託に際してより大きな効果を発揮できる方法等について検討する。
 - ① 直営事業の計画的な見直し
 - ・ 民間委託の更なる推進
 - ② 指定管理者制度のさらなる導入
 - ③ 総務事務センターの設置
 - ④ 委託内容の検証
 - ・ 随意契約のあり方 など
 - ⑤ 業務の集約
 - ・ 公共施設の保守点検、パトロール業務 など

(6) 公営企業の改革

- ・ 各公営企業が提供しているサービスについて、必要性、実施主体、水準、使用料等について検証を行い、改善項目について計画的に取り組む。
- ・ 指定管理者制度、PFI 事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を検討する。
- ・ 各公営企業で策定した経営改善計画等の着実な推進を図る。
- ・ 企業職員の給与等、職員数について、経営状況その他の事情を考慮し、引き続き適正化に努める。
 - ① 交通事業の経営健全化の推進
 - ② 上下水道局発足による経営健全化の推進
 - ③ 市民病院の経営健全化の推進 など

(7) 外郭団体の改革

- ・ 各外郭団体において現行経営改善計画(H18～H20)の検証を行い、この結果に基づき、当該団体の職員数や給与に関する点検・見直し及び情報公開などを要請するとともに、次期計画の策定や公益法人制度改革などに対応する取り組みを支援する。
- ・ 外郭団体に対して支出する補助金、委託金について、一層の抑制を図る。
 - ① 公益法人改革への対応と外郭団体の再編・統廃合 など

(8) 財政の健全化

- ・ 予算編成手法については、一般財源ベースでの枠配分を検討するなど、引き続き見直しを図るとともに、税収等の確保、貸付金の回収、受益者負担の見直しなど歳入確保策にも取り組む。
- ・ 未利用財産の売却促進、資産の有効活用等について、引き続き具体的な取り組みを実施する。
- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い新たに導入される連結実質赤字比率などの財政指標においても、適正な水準が維持できるよう財政の健全化に取り組む。
- ・ 資産・債務管理のための公会計の整備について貸借対照表の作成など、国の示す指針に沿って取り組む。